

令和4年12月8日

大学院法学研究科委員会 殿

課程博士学位請求論文審査報告書

学位請求者 横井里保

学位請求論文 租税回避行為否認論の新展開—相続財産評価の否認手法の日米比較を中心に—

審査委員

主査 法学部教授 増田英敏

副査 法学部教授 内藤光博

副査 前相山女学園大学教授
税理士 林仲宣

横井里保は、課程博士学位請求論文「租税回避行為否認論の新展開—相続財産評価の否認手法の日米比較を中心に—」を専修大学大学院法学研究科に提出して、博士（法学）の学位を申請した。

令和4年10月11日の第6回法学研究科委員会において審査委員会が設置された。同審査委員会の上記審査委員は、同研究科の委嘱を受け、この論文の審査を行い、令和4年11月24日に審査委員3名による最終試験（口述試験）を実施した。

最終試験実施後、審査委員会は、論文審査および最終試験の結果を基づ

き、横井里保には、博士の学位を授与される適格性が十分にあると判断したので以下の通り報告する。

I 本論文の目的と構造

1 本論文の目的

租税公平主義と租税法律主義は、租税法の基本原則であるとされるが、前者は憲法 14 条を、後者は同 84 条を根拠とする憲法原理であり、租税法の立法・解釈・適用のすべてを統制するとされる。両基本原則はそれぞれの段階で租税正義の実現に寄与するのであるが、一方で、相克関係にあるとされる。両者の相克関係は立法段階においても解釈適用の段階においても生じる。租税法が不確定概念を多用することは、租税法律主義に反すると批判されるが、租税公平主義の要請からは一律に明確に定めることによって租税回避などの課税の公平を阻害する問題が生じる。このように両基本原則は正義を実現するために有機的に作用することが前提とされつつも、相克関係にあると指摘される問題である。この問題は、租税憲法学として租税法学の重要な基本問題として、すでに先行研究（増田英敏『租税憲法学第 3 版』（成文堂、2006 年）、増田英敏編『租税憲法学の展開』（成文堂、2018 年））が存在する。

両基本原則が相克する場面において、いかに調整が図られるべきかという問題は、先行研究の通り租税法学上もっとも重要な問題の 1 つである。

本論文の問題意識は、先行研究の成果を検証したうえで、租税法学の基本問題の一つである租税回避行為の否認をめぐる両基本原則の相克の問題に焦点を当て、両者をいかに調整すべきかかという点にある。

複雑かつ多様なスキームを用いた、いわゆる「異常な法形式」による租税負担の軽減若しくは回避を、節税とは区別し、租税回避というが、租税回避は脱税とも異なり違法行為ではないから、私法上は有効な行為である。しかし、無制限に租税回避を許容すると通常の行為を用いた納税者との間で課税の公平（租税公平主義）が阻害されるところから、租税行政庁が「異常な

法形式」を「通常の法形式」に引き直し課税をすることを、特に租税回避の否認という。この租税回避の否認は、租税法律主義の下で、実定租税法に定められた否認規定による否認のみを許容されるとの考え方が、学説・判例の通説とされてきた。

しかし、租税行政庁は租税公平主義を根拠に、法人税法、所得税法、相続税法といった個別租税法に規定された実質所得者課税の原則等の実質主義による否認手法や、私法上の法律構成による否認手法を用いて、いわゆる租税回避の否認手法のチャンネルを歴史的に拡大させてきた。学説は、この否認手法を租税法律主義の視点から批判を加えてきてきたが、裁判例には租税公平主義を優先させる租税行政庁の処分を肯定する判断も散見される。

裁判例に揺らぎが見られる理由は、次の二つの問題に集約される。

その第1は、租税回避の否認の問題は、脱税とは異なり、節税も租税回避も実定法に定義規定がなく、両者は明確に区別することができないという問題がまず存在する。

第2は、税法解釈における実質主義と事実認定による実質主義の使い分けが判別できない点である。

本論文は、租税回避の手法として、新たに通達を用いた否認手法として、相続財産の時価評価通達による否認が、新たな租税回避の否認手法として登場したことを指摘し、租税回避の否認問題について新たな一石を投じることを目的としている。

具体的には、この問題を租税憲法学の議論である、租税法律主義と租税公平主義の相克と調整の問題であると位置付け、財産評価基本通達を用いた租税回避の否認の手法の憲法適合性が争点とされた最高裁令和4年4月19日判決を素材にこの問題を普遍化することを試みている。

そもそも、通達課税は租税法律主義に抵触するが、通達による財産評価は、評価の公平性を担保する、租税公平主義の確保の視点から許容されてきた。この点に、相続財産の評価を巡る租税法律主義と租税公平主義の相克と調整の問題は凝縮されている。本論文は、前述の最高裁判決を、財産評価通

達による租税回避の否認手法の憲法適合性に関する議論の出発点と位置付けている。

本論文の目的は、租税法の基本原則である租税法律主義と租税公平主義の視点から、財産評価通達を用いた租税回避行為の否認手法の新たな展開と位置付け検討・評価することにあつた。

この新たな否認手法の是非を検証するために、米国における租税回避への法的規制及び判例上の統制を紹介している。比較法研究は我が国の租税回避の否認問題を評価するうえで有用であると考ええる。本稿では、米国の遺産税における租税回避否認の問題を詳細に分析したうえで、我が国で新たに登場した通達の使い分けによる租税回避の否認を検討・評価することも本論文の目的としている。

2 本論文の構成

本論文の構成は、以下のとおりである。

序論

第1部 相続税回避行為の否認論の展開

第1章 租税回避行為否認論の意義と展開

第2章 個別否認規定の法的限界

第3章 相続財産の時価評価と租税回避の否認

第4章 最高裁令和4年4月19日判決の検討—租税法の基本原則の視点から

第2部 米国連邦遺産税における租税回避行為の否認論と展開

第5章 米国における租税回避行為の否認手法の整理

第6章 米国連邦遺産税の合憲性—わが国の相続税のあり方を検討する素材として

第7章 米国連邦遺産税における不動産評価の法的構造

第8章 米国におけるFLPを利用した連邦遺産税回避行為の否認

終章 結びに代えて

3 本論文の要旨

本論文は、第1部と第2部から構成されており、第1部では、わが国の相続税回避の否認を両基本原則の視点から検証している。

第1章は、租税回避の意義を確認し、これまで議論されてきた租税回避の否認手法を整理している。これまで法的根拠のない否認を認める実質主義による否認論や私法上の法律構成による否認論と、個別の否認規定を必要とするとの立場が対立してきたが、租税法主義のもとでは、租税回避は個別否認規定によって否認されるべきであることを確認している。

第2章では、第1章の整理をふまえて、現行の個別否認規定の問題点を租税法主義の視点から明らかにしている。個別否認規定には、その文言に評価を要するものや不確定概念を含むものがある。立法段階において、不確定概念を用いることに合理性が見出せるならば、法解釈の段階でその文言に該当すると評価される基準が明らかにされていなければならないはずである。法解釈によって基準が明確に導出されないままであれば、不明確な文言の解釈に租税行政庁の自由裁量が生まれ、恣意的課税が行われる可能性が生じる。そしてこれは、結果として法的根拠のない否認を認めることにつながることを指摘している。

第3章は、新たな租税回避の否認手法として、通達の使い分けによる財産評価の否認に焦点を絞り批判的に検討している。通達以外の評価を認める例外規定として存在する総則6項は、通達評価額と不動産評価額の開差を利用した租税回避の否認の手段として機能している実態にある。総則6項を根拠として、その適用要件に納税者の税負担軽減目的を組み込んで通達によらない評価を認めることは、納税者の予測可能性を阻害することになり、租税行政庁による恣意的課税へつながることを明らかにしている。

補論では、前章での検討をふまえて、通達の使い分けによる相続税回避の否認を認めた最新の判決として、最高裁令和4年4月19日判決を批判的に検討している。不動産の購入及び銀行からの借入れは事業承継という合理的な事業目的があったことを主張したが、裁判所は、租税負担軽減を期待し

て企図されたものと認定している。このような通達による租税回避行為の否認ともいうべき総則 6 項の適用の現状は、租税法律主義の視点から看過できない問題であることを最新の判例の検討により改めて確認している。

以上第 1 部は、わが国の相続税回避の否認を租税法の基本原則の視点から検討し、問題点を明らかにしている。

第 2 部では、比較法研究のアプローチから、連邦遺産税回避への法的規制と判例上の統制を検討することにより、第 1 部で明らかにした問題点に有益な示唆を得ることを目指している。

第 5 章では、米国における租税回避行為の否認手法を概観している。所得税や法人税の分野で判例によって発展してきた否認法理は、実質主義、事業目的の法理、虚偽取引の法理などがあるが、現在は経済的実質の法理が確立しており、2010 年に内国歳入法典 7701 条 (o) 項として成文化された。同項は、取引の客観的経済的実質と税負担軽減以外の事業目的の 2 つの要件を充足することにより、取引は経済的実質があると判断されることを確認している。

第 6 章は、米国連邦遺産税の憲法適合性をめぐる裁判例を整理検証している。比較法研究の前提として、我が国の相続税と米国の遺産税は、その課税方式から異なっているため、米国連邦遺産税の憲法合憲性が争点とされた裁判例を概観することにより、遺産税の課税根拠や憲法的価値概念を踏まえた歴史的議論を整理している。わが国の相続税改革の方向性も、制度疲労していると指摘される問題点を具体的に整理し、租税公平主義の担税力に応じた課税といった憲法的価値概念をも射程に入れた抜本的議論がなされるべきであることを指摘している。

第 7 章では、米国連邦遺産税法のもとで総遺産に含まれる不動産の評価について、その法構造を明らかにしている。第 3 章によると、我が国の相続税法は、相続財産の価額は時価によることを規定するのみであり、時価の意義及び大部分の財産の評価方法は通達に依拠している。我が国の通達は、納税者間の公平性を担保し、予測可能性を向上させる機能を有しており、租

税行政庁の公的見解の表示として広く国民に受け入れられているところから、その機能面からみれば、米国の解釈規則と類似の性質を有するといえる。しかし、米国の解釈規則が連邦裁判所によって支持された場合、当該解釈規則は司法判断の重要な指針となり法規範性がより強固となるが、我が国の通達はいくまで行政内部で拘束力を持ち、裁判所も納税者も法的に拘束しないとして、通達の法的拘束力を一貫して否定している。

財務省規則は財務省の解釈の中でも最も高いレベルで尊重されているとともに、連邦最高裁判所も、財務省の解釈が恣意的なものでない限り、解釈されている連邦法と同等のものであるとみなしていることを明らかにしている。

第 8 章は、遺産税回避行為に対する米国の法的規制及び判例上の統制を検討することを目的としている。ファミリーリミテッドパートナーシップ (FLP) を利用した遺産税回避は、内国歳入法典 2036 条を適用して、パートナーシップの持分ではなく資産の公正市場価値を総遺産に含めることにより対処が図られている。

裁判所は、同条の例外要件を真正な取引要件と十分な対価要件の両面から判断するとの基準を示し、FLP の設立に税負担軽減以外の「合法的かつ重要な非課税の目的」が存在すれば、故人の資産と FLP の持分の交換は真正な取引と認定されるとしている。同条の解釈を中心に判例によって適用基準が明確化されつつあるが、納税者の主観的意図をどの程度重視するかが判決によって不安定な点を我が国と同様の問題として指摘している。

整理すると以下の通りとなる。

第 1 部の結論は次の通りである。

第 1 に、通達の使い分けによる相続税回避の否認は、租税法の基本原則のもとで許容されるべきではない。すなわち、時価評価の問題は事実認定の問題ともいえるが、我が国の租税回避の否認の現状は、納税者の税負担軽減目的を重視することによって、個別否認規定による租税回避の遮断に成功しない場合に、法律そのものではなく事実認定という手法により、個別否認

規定による租税回避行為の否認と同一の効果を得心する方途を開くものであり、租税行政庁による法創造を肯定する結果を招く。

第 2 に、個別否認規定に含まれる不確定概念の解釈の精緻化に努力が払われず、通達の使い分けによる否認が租税回避の否認手法として許容されれば、租税法律主義を形骸化させ、国家と国民を純粋な法律関係で律する申告納税制度は画餅に帰するであろう。租税法は侵害規範である故に、租税法律主義の視点から検証を怠れば、担税力に応じた課税の名のもとに、事実認定の手法によって納税者の主観的目的があたかも主要事実のように組み込まれ、法律による課税が侵害される危険性が常に存在することを強く認識すべきであると指摘している。

第 2 部の結論は、次の通りである。

まず、米国の解釈規則が連邦裁判所によって支持された場合、当該解釈規則は司法判断の重要な指針となり法規範性がより強固となるが、わが国の通達はいくまで行政内部で拘束力を持ち、裁判所も納税者も法的に拘束しないとして、通達の法的拘束力を一貫して否定している。わが国では、通達の法的拘束力についてこのような前提が存在するにもかかわらず、平等取扱原則のもとで財産評価基本通達による財産評価は合理性を有するとしている。そしてまた一方で、財産評価基本通達によって評価すべきでない合理的理由があれば実質的公平の見地から通達以外の評価も許容されてしまうという、法的安定性の観点から看過できない問題を明らかにしている。さらに、租税回避の否認において、納税者の主観的意図をどの程度重視するかが判決によって不安定であり、この点において米国とわが国との同様の問題を指摘している。

最後に、わが国は租税回避の否認において租税法律主義を貫徹する認識が希薄であり、そのことがいかなる問題を惹起させるかを、米国の時価評価の法構造や遺産税回避の法的規制と比較することによって問題提起し、警鐘を鳴らすことができたとして、本論文の結論としている。

II 本論文の評価

1 本論文の租税法上の位置付け

本論文の研究主題は、租税法において開拓されてきた「租税憲法学」の視点から租税回避の否認問題を再検討することにあつた。論文のタイトルを租税回避行為否認論の新展開とした所以が、通達による財産評価の使い分けの問題を租税憲法学の視点から検証し、批判的検討を行った点にある。

租税回避行為否認論は、租税法の研究課題として過去数十年来検討されてきたテーマである。従来から租税法学界において展開されてきた議論の整理は本論文の第1章に整理されているとおりである。

租税回避は、異常な法形式を用いて通常の法形式を用いたと同様の経済的成果を得つつ、租税負担の軽減若しくは回避する行為を租税回避と定義付けられ、節税と脱税の中間に位置付けられる納税者の租税負担の軽減行為である。私法上は有効かつ合法行為であるが、課税の公平を歪める行為として租税行政は、通常の法形式に引き直す否認処分を繰り返してきた。租税行政の否認処分は租税公平主義にその法的根拠を求めてきた。一方で、租税回避否認の課税処分には明確な法的根拠によらない処分として租税法律主義違反であるとする学説と租税訴訟を通して裁判所による批判的検討がなされてきた。

この租税回避をめぐる租税公平主義と租税法律主義の視点からの議論の展開は久しく租税法の重要な研究テーマとされてきた。

この問題を、初期の段階で鋭く適示したのが、松沢智教授である。同教授は、「租税法をめぐる理論的問題は、要するに租税法律主義と租税公平負担の原則とを如何に調整するかの問題に尽きる。特に、租税実体法は、課税要件を直接に規定した法規であるから、租税法律主義を背景にする納税者の財産権の保護の主張と、租税公平負担の原則を基礎とする課税行政の財政収入の確保の主張とが鋭く対立する。それは、租税法の解釈・適用について、法的視角から捉えようとする立場と、経済的視角から論じようとする立場との相剋となって表われてくる。一体、租税法、特に租税実体法はどのよ

うな基準を以って解釈・適用すべきなのか。そもそも租税実体法は、一体誰のためにあるのか。租税法律主義と租税公平負担の原則とが対立した問題については、どのようにして理論的解決をしたらよいか。」(松沢智『租税実体法補正第2版』3頁(中央経済社、2003年))として学界に問題提起された。

その後、租税憲法学として租税公平主義と租税法律主義の相克と調整問題の精緻化の試みがなされてきた。

すなわち、『租税憲法学』とは租税法における憲法原理である『租税公平主義』と『租税法律主義』の二つの基本原則の視点から、租税法の立法はもちろん、解釈・適用のすべてについて批判的に検証し、その在り方を明らかにしていく学問研究を意味する。とりわけ、実際の租税裁判例を、この二つの基本原則の視点から批判的検討を加え、評価していくことが租税憲法学の主たる研究課題とする研究と位置付け現在も精力的な研究が展開されている(たとえば、増田英敏『租税憲法学第3版』(成文堂、2006年)、増田英敏「租税法律主義と租税公平主義の衝突」『税法学』566号347頁以下(2012年)、増田英敏編『租税憲法学の展開』成文堂、2018年)、増田英敏『リーガルマインド租税法第5版』(成文堂、2019年))。

租税公平主義にかなった租税法の存在は、租税正義実現の前提とされる。そして、その租税法の解釈・適用が租税法律主義の支配のもとにおかれることにより租税正義は実現していると評価しうる。

憲法14条を法的根拠とする租税公平主義と憲法84条を法的根拠とする租税法律主義は、租税法の立法・解釈・適用のすべてを統制する基本原理とされる。両者は相互に密接な関係性を有し、前者が主として税負担の配分方法に関する原則であるのに対し、後者は課税権の行使方法に対する原則と説明される。租税公平主義は立法原理として租税法の立法過程を統制し、そして、租税法律主義は執行原理として租税法の解釈・適用過程を統制する原理として位置付けることができよう。両基本原則は相互に有機的な関係を維持しつつ租税正義の実現を図る。

換言すると、租税法の立法と解釈・適用のすべての過程において、租税公

平主義と租税法律主義の二つの憲法原理が尊重されることにより租税正義は実現されるということが出来る。

しかしながら、有機的に機能し租税正義の実現の図る存在である両基本原則は租税法の解釈・適用の段階において相克関係にあることが指摘され、この両者の相克関係をいかに調整するかが租税法の重要な研究テーマの一つともされてきた。

本論文は、上記の通り租税憲法学の研究テーマに属するものと位置付けることができる。特に以下で述べるように相続税における財産評価基本通達の使い分けが新たな租税回避の否認問題であるとして取り上げている。

2 本論文の評価－独創性の観点から

租税回避否認論は、「実質主義による否認論」、「私法上の法律構成による否認論」、そして、「事実認定による否認論」などが登場し、学説・判例において議論が展開されたが、金子宏名誉教授による租税法律主義を重視した「個別否認規定否認論（租税法律主義優位説）」が学説・判例において通説として確立した。

しかし、本論文は、相続財産の時価評価をめぐる通達の使い分け（財産評価通達総則 6 項の適用の可否）が争点とされた最高裁令和 4 年 4 月 19 日判決を素材に、通達を用いた租税回避の否認手法が新たに登場したことを明らかにしたうえで、租税法律主義の視点から批判的に問題提起したところに独創性を見出すことができる。

特に本論文の中核に位置する第 3 章及び第 4 章であるが、各章の論旨はクリアであり、通達評価額を通達制定者である租税行政庁自らが「著しく不適當」であるとして否定することにより節税を含めた租税回避の否認する手法として用いていることの問題点を租税法律主義の視点から鋭く批判を加えている。通達による新たな否認手法として租税行政庁の恣意的課税に警鐘を鳴らしている点は租税回避否認論の新たな展開と評価することができよう。

次に、本論文は米国の租税回避否認の問題整理を行ったうえで、FLP を利用した租税回避に対する米国の法的対応を紹介したうえで、我が国の租税回避に対する対応の在り方を比較法研究の視点から解明しようと試みている。

第7章及び第8章の比較法研究により、我が国の評価通達をはじめとする法令解釈通達がその機能面からみれば、米国の解釈規則と類似の性質を有するといえるとしたうえで、米国の解釈規則 (Regulation) は連邦裁判所の支持を受けた場合には司法判断の重要な指針となり法規範性があるが、我が国の通達はあくまで裁判所も納税者も法的に拘束しないことを確認しており両者の相違点を明確に指摘している。

この米国との比較法研究により、我が国の通達課税は法的拘束力を持たないとされながら、事実上、納税者が争わない限り納税者を法のごとく拘束するという、租税法律主義の形骸化を招くことの問題点を明らかにしている点は本論文の独創的な研究成果として評価できる。特に、本論文は、FLP に焦点を当てて検討することにより、問題の本質を明確化することに成功している。

以下の3の通りの研究課題はあるものの本論文の論理性 (各章間の論旨の整合性が確保されている)、文献渉猟による実証性 (文献渉猟による実証性が確保されている) はもちろんであるが、とりわけ租税回避否認論の新たな問題点を指摘している点で独創性がある点は高く評価できる。

3 本論文の課題

本論文では、最高裁令和4年4月19日判決を素材に通達による租税回避の否認の問題を新たな否認手法としているが、通達課税と租税法律主義の問題は学界において歴史的に激しい論争が展開されてきているが、その歴史的展開の全体像を俯瞰していない点や、同最高裁判決の歴史的意義を詳細に検討がなされていない点が課題として残されている。

また、FLP の租税回避否認規制の議論を紹介しているが、米国では租税

回避に対する法的対応は重層的に蓄積されてきている。たとえば、Tax Shelters に対する司法的対応なども一般論として言及したうえでこの遺産税回避の問題をとらえることも今後の研究課題とすることが望まれる。

Ⅲ 結 論

以上の審査の結果、上記審査委員は一致して本論文の提出者に博士（法学）（専修大学）の学位を授与するに値すると認める。